

国際青年環境 NGO A SEED JAPAN

金融機関の社会的責任に関する公開質問状及び回答票（2009年版）

三井住友フィナンシャルグループ

## 質問 1：環境・社会配慮型融資制度について

金融機関は環境・社会に配慮した取り組みを積極的に進める企業等に対して、条件を優遇して融資を行うことにより、企業等の環境・社会配慮行動を促進すべきと考えられます。また融資先企業に対して、コンサルティング等を通して環境・社会に配慮した取り組みを進めるように働きかけるべきと考えられます。このような考えから、貴行のこうした環境・社会配慮型融資制度の取り組みについてお伺いします。

(注) 再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資については、質問 2 においてご回答いただきます。本質問は、主に企業等を対象としたコーポレートファイナンスにおける環境・社会配慮型融資制度についてご回答ください。

### 質問 1-1. 環境・社会配慮型融資制度の具体的な内容について

貴行は、環境・社会に配慮した取り組みを進める企業等に対しての何らかの条件を優遇した融資制度を導入していると伺っています。その環境・社会配慮型融資制度の適用条件をどのように定義されていますか？

(複数回答可)

- A. ISO14001 認証取得企業
- B. エコアクション 21 認証・登録企業
- C. KES 登録企業
- D. エコステージ登録企業
- E. その他の国による外部認証・登録企業 (具体的に： )
- F. その他の自治体による外部認証・登録企業 (具体的に：KEMS(神戸市)、埼玉県エコアップ認証(埼玉県) 等)
- G. 環境報告書発行企業
- H. 事業内容が環境・社会の改善につながる企業
- I. 貴行・貴グループでの独自基準 (具体的に：SMBC 環境配慮評価融資/私募債では、企業の環境配慮活動に対し独自評価を実施)
- J. その他 (具体的に：大企業のサプライチェーン向け環境認証(富士通グループ環境マネジメントシステム認証)など。更に個人向け住宅ローンでは、住宅性能評価書における省エネルギー対策等級が「4」に相当している住宅、CASBEE (自治体版)における評価ランクが「A」以上の住宅などの適用条件を付与している。)

貴行は、 で回答された環境・社会配慮型融資制度の適用条件について、どのような考え方・方針で定義されていますか？ 具体的にご記入ください。(たとえば「適用条件は広めに取り、より多くの企業が制度を利用できるように配慮している」等)

- ・中小企業向け「SMBC-ECO ローン」では優遇対象となる環境認証の範囲を拡大し、より広範の企業の制度利用を可能としている。
- ・中堅/大企業向けの「SMBC 環境配慮評価融資/私募債」においては、企業の環境配慮取組の評価に応じた調達条件の優遇に加え、その評価を還元することで、企業の環境配慮活動のレベルアップに繋がるような仕組みづくりを行っている。

環境・社会配慮型融資制度の具体的内容についてご記入ください。

(複数の制度がございましたら下記内容をコピーして、ご記入ください。)

融資制度名	SMBC-ECO ローン、KES サポートローン、eco バリューup、SMBC 環境配慮評価融資 など
概要	<p>(金利の優遇、返済期間での優遇など、具体的な優遇の内容と、その融資制度を利用するにあたっての制約条件(必要な認証の種類や、融資された資金の使用用途の制約など)をご記入ください)</p> <p><b>【SMBC - ECOローン】</b> 環境マネジメントシステム認証を取得した中小企業を対象に最大で 0.5%の金利が優遇される融資商品で、NPO 法人や地方自治体が独自に運営するものも含めた 20 以上の環境認証を対象にしている。</p> <p><b>【ECOローン派生商品】</b> KES サポートローン (2007 年 12 月) ~ NPO 法人と連携した地域連携型 ECO ローン ~ SMBC-ECO ローン (ビジネスセレクトローン型) をベースに、NPO 法人 KES 環境機構が運営する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの審査・登録を受けた企業には、通常の SMBC-ECO ローンの金利優遇 (通常比 0.5%) に加え、事務手数料も優遇。 eco バリュー up (2008 年 10 月) ~ 企業と連携したサプライチェーン支援型 ECO ローン ~ 金利優遇の対象である環境マネジメントシステム認証に、第三者認証だけでなくサプライチェーン企業向けに大企業が独自に構築している環境認証を追加。第一弾として富士通グループの「富士通グループ環境マネジメントシステム (FJEMS)」を対象認証とした運営を開始。認証取得企業には最大 0.25%の金利優遇を実施 (SMBC-ECO ローンの金利優遇は最大 0.5%)。 SMBC 環境配慮評価融資 (2008 年 10 月) / 私募債 (2009 年 6 月) ~ お客様の環境取り組みを評価 / 診断させていただく環境評価型資金調達 ~ 独自の環境評価基準に基づき、お客様の環境配慮取り組みを評価し、評価結果に応じた資金調達の条件設定を行う商品。環境配慮活動に関しては日本総合研究所が評価を行い、環境配慮度合いに関する評価結果に基づいて、企業の環境経営における今後の改善余地を簡易診断の形で提供する。お客様は、自社の今後の環境取り組みの課題を発見できるとともに、環境先進性の PR にも活用出来るもの。</p>

### 質問 1-2 . 環境・社会配慮型融資の実績および目標について

貴行の、環境・社会配慮型融資の実績として、2008 年度末時点の融資残高および 2008 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。

(OECD が「ライ」等を参考にした指標に基づく国内環境関連融資実績、含む個人向け 386 億円)

	環境・社会配慮型融資	融資全体に対する割合
2008 年度末の融資残高	( N.A. )円	( N.A. )% 1
2008 年度での新規・追加融資額	( 2,274 億 )円	( N.A. )% 2

- 1 : 2008 年度末の融資残高における環境・社会配慮型融資の割合 ( 環境・社会配慮型融資の融資残高 / 全融資残高 )  
2 : 2008 年度における新規・追加融資額全体に対する環境・社会配慮型融資の割合  
( 環境・社会配慮型融資の新規・追加融資額 / 新規・追加融資額全体 )

貴行の、環境・社会配慮型融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠をご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

環境関連融資商品の取組 年間 550 億円 ( 但し、ここで言う環境関連融資商品とは「SMBC-ECO ローン」「SMBC 環境配慮評価融資」を指す。2008 年度の取り組み実績は 361 億円。)

### 質問 1-3 . 環境・社会配慮型融資を拡大していく際の課題について

これから環境・社会配慮型融資を拡大していく際に、課題になると考えられることをご記入ください。

企業の保有する環境技術の有効性・市場性等の評価。更に、ポジティブスクリーニングに加え、ネガティブスクリーニングを企業の経済活動を妨げることなく如何に設定できるかが課題。また、グリーンニューディール施策である政府の補助金とのコラボレーションも今後のポイント。

### 質問 1-4 . 企業の環境配慮型運営を促進するための仕組みについて

金融機関は、環境・社会に配慮した取り組みを促すために、融資先企業に対して融資優遇制度の適用条件を満たすように働きかけるべきと考えられます。

貴行は、融資先企業が環境・社会に配慮した取り組みを進めるために、融資の際に、企業に対して融資優遇制度の適用条件を満たすように促していますか？

- A . すべての融資で促している。
- B . 一部の融資で促している。
- C . 促していない。

( 質問 1-4 にて、A・B と回答した方に伺います。 )

どのような方法で促しているのかご記入ください。

SMBC-ECO ローン eco バリューup では企業との相対認証取得を条件としているが、第三者認証を取得することで、SMBC-ECO ローンの利用が可能となり金利の優遇条件が改善される仕組みを設けている。SMBC 環境配慮評価融資/私募債では、評価結果を還元することで、環境配慮活動のレベルアップに繋がるような仕組みを設けている。

融資の条件として、一定期間内に一定量のCO<sub>2</sub>削減を義務付け ( 一部の融資制度に適用 )。また、土壌汚染リスクやアスベストリスクが高いと判断した担保物件については当該リスク額を担保評価額から控除することで融資先企業に配慮を促している。

## 質問 2：環境事業への融資について

金融機関は、再生可能エネルギー事業等の環境事業へ融資を行うことにより、地球温暖化問題をはじめとする環境問題解決に向けて貢献するべきと指摘されています。このような考えから、貴行のプロジェクトファイナンスにおける環境事業への融資の取り組みについてお伺いします。

### 質問 2-1．環境事業への融資の具体的な内容について

貴行は再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資に取り組んでいると伺っています。貴行が実施されている環境事業への融資の具体的な内容（環境事業の定義、具体的な対象事業、環境への効果の計測方法等）についてご記入ください。

#### 環境事業の定義

環境に配慮した事業（一般融資ではOECDガイドライン等を参考に設定）

#### 具体的な対象事業

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオ燃料、水素・燃料電池、省エネルギーなど

#### 環境効果の計測方法

N.A.

#### その他特徴的な取り組み内容

排出権を創出させるビジネスへの関与

### 質問 2-2．環境事業への融資実績および目標について

貴行の、環境事業への融資実績として、2008 年度末時点の融資残高および 2008 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。

	環境事業への融資	融資全体に対する割合
2008 年度末の融資残高	( N.A. )円	( N.A. )% 1
2008 年度での新規・追加融資額	( N.A. )円	( N.A. )% 2

1：2008 年度の融資残高における環境事業への融資残高の割合（環境事業の融資残高 / 全融資残高）

2：2008 年度における新規・追加融資額全体に対する環境事業への融資額の割合（環境事業の新規・追加融資額 / 新規・追加融資額全体）

貴行の、環境事業への融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠をご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

N.A.

### 質問 2-3．環境事業への融資を拡大していく際に必要なことについて

これから環境事業への融資を拡大していく際に、必要となると考えられることをご記入ください。

- A. 環境事業のリスクの情報共有と分担方法の確立
- B. 環境事業の環境・社会的な影響の評価
- C. 環境事業の実効性・収益性の評価
- D. 環境事業への政策的な優遇措置（補助金の支給、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度の強化など）  
（補助金を活用した融資制度の立ち上げ）
- E. その他（ ）

### 質問3：地球温暖化防止の取り組みについて

地球温暖化問題への懸念が世界的に高まる中で、金融機関においても地球温暖化防止の取り組みが重要となってきています。金融機関は、自社内で温室効果ガスを削減するための取り組みを実施するだけでなく、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量を計測・公表し、温室効果ガスを削減するように努めるべきと考えられます。このような考えから、貴行の融資活動を通じた地球温暖化防止の取り組みについてお伺いします。また投資活動において判断材料となる情報提供を要求するカーボン・ディスクロージャー・プロジェクトについて、貴行での取り組みをお伺いします。

#### 質問3-1．融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表について

貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、その一部でも計測・公表していますか？

- A．計測結果を公表している。
- B．計測しているが公表していない。
- C．計測はしていないが、今後計測することを検討している。
- D．計測していない。

(注) 計測・・・融資対象企業が温室効果ガスの排出量を算定し、その数値の提出を求めるものとする

(質問3-1にて、A・B・Cと回答した方に伺います。)

#### 質問3-2．温室効果ガスの計測対象範囲について

融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表範囲として、どの範囲までを対象としていますか？(複数回答可)

- A．融資した企業全体
- B．環境・社会配慮型融資制度の対象となる企業
- C．環境事業として融資した事業
- D．再生可能エネルギー\*発電関連事業  
\*風力、太陽光、バイオマス、小水力、波力、潮力、地熱など、自然由来で環境負荷が小さく枯渇することのない再生可能なエネルギー
- E．原子力発電関連事業
- F．石炭火力発電関連事業
- G．石油火力発電関連事業
- H．LNG・その他ガス火力発電関連事業
- I．水力発電関連事業
- J．エネルギー関連事業
- K．温室効果ガスの排出量が多い事業
- L．その他( )

対象範囲を で回答した範囲としている理由をご記入ください。

今般、環境省が行う利子補給制度とタイアップした「京都議定書目標達成特別支援無利子融資」の

取り扱いを開始、その対象先の条件に盛り込まれているもの。

「SMBC 環境配慮評価融資/私募債」においては、温室効果ガス排出量の把握が評価項目の 1 つとして盛り込まれているもの。

### 質問 3-3 . 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の削減目標設定について

貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、一部でも計測・公表している場合、その排出量に対して、何らかの削減目標を設定されていますか？

- A . 設定している。
- B . 設定していない。

(質問 3-3 にて、A と回答した方に伺います。)

削減目標の具体的な内容についてご記入ください。

「京都議定書目標達成特別支援無利子融資」の取組条件として以下のいずれかを誓約することとしている。

2008 年度を基準として、

3 年以内に C O 2 排出原単位 6%改善、又は C O 2 排出量 6%削減

5 年以内に C O 2 排出原単位 10%改善、又は C O 2 排出量 10%削減

### 質問 3-4 . 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表に関する課題

温室効果ガスの排出量の計測・公表を今後実施していくにあたり、課題と考えられることをご記入ください。

C O 2 排出量の削減についてはボリュームベースや原単位ベースなど、産業・企業ごとにその取組に違いがあることや、企業活動の拡大/縮小によるバウンダリーの変更があることなどを勘案した上で、透明性、客観性のある計測方法を設定することが課題。

### 質問 3-5 . 発電事業への融資実績について

貴行のプロジェクト・ファイナンスにおける発電事業への融資実績として、2008 年度末時点の融資残高および 2008 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。

	2008 年度での新規・追加融資額	2008 年度末の融資残高
再生可能エネルギー発電関連事業	N . A . 円	N . A . 円
原子力発電関連事業	N . A . 円	N . A . 円
石炭火力発電関連事業	N . A . 円	N . A . 円
石油火力発電関連事業	N . A . 円	N . A . 円
LNG・その他ガス火力発電関連事業	N . A . 円	N . A . 円
水力発電関連事業	N . A . 円	N . A . 円

### 質問 3-6 . カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトについての取り組みについて

貴行はカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP) に署名していらっしゃいますが、CDP の質問票に対する回答結果や評価レポートの内容を、その後の投融資活動においてどのように考慮・反映をしていますか？ (複数回答可)

- A . 未回答の企業への投融資の停止

- B. 未回答の企業への新規・追加の投融資の抑制
- C. 排出量が相対的に多い企業への投融資の停止
- D. 排出量が相対的に多い企業への新規・追加の投融資の抑制
- E. 排出量の削減が進んでいない企業への投融資の停止
- F. 排出量の削減が進んでいない企業への新規・追加の投融資の抑制
- G. 排出量が相対的に少ない企業への積極的な投融資
- H. 排出量が削減が進んでいる企業への増資
- I. その他(投融資活動へ直接反映させることは無いが、環境配慮行動を促進させるためのコミュニケーション手段として積極的に活用している)

#### 質問4：社会的事業への取組みについての質問

現在、わが国においても、地域間の格差や社会的排除が課題となりつつあります。こうした問題を解消すべく、金融機関は今後、NPO等が実施する社会的事業（コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスとも呼ばれる事業）に積極的に融資していくべきと考えられます。このような考えから、貴行の国内における社会的事業への融資、あるいは社会的事業に対する支援（資金のおよび非資金的なもの含む）等に関する取組みについて伺います。

##### 質問4-1. 社会的事業への融資について

貴行の、社会的事業への融資に関する取組み状況についてご回答ください。

- A. 社会的事業への融資を実施している。
- B. 社会的事業への融資は実施していないが、検討している。  
あるいは、今後、検討する必要があると考えている。
- C. 社会的事業への融資は実施しておらず、今後検討する必要もないと考えている。
- D. その他( )

(質問4-1にて、A・Bと回答した方に伺います。)

##### 質問4-2. 社会的事業への融資、あるいはその検討の具体的内容について

社会的事業への融資、あるいはそれに関する検討内容について、ご記入ください。

「社会的事業」という観点からの網羅的な融資計数等の抽出・管理は行っていないが、個別には実績あり。

##### 質問4-3. 社会的事業に対する融資以外の支援について

社会的事業に対する、融資以外の支援（社会的事業者に対する経営支援や関連する情報発信等）について取り組まれていることがあればご記入ください。

- ・「eco japan cup」を環境省などと主催。NPO・中小企業・ベンチャー企業の環境ビジネスモデルを募集し表彰。審査の過程で専門家によるアドバイスを行うほか、表彰されたモデルについては産官学一体となったアフターフォローでモデルの事業化、そして事業の発展を応援している。
- ・「三井住友ボランティア基金」により、社会的事業も含むボランティア活動に寄付を実施している。

**質問 5 : 赤道原則の遵守に関する質問**

貴行の赤道原則（エクエーター原則）の遵守に関することについてお伺いします。

**質問 5-1 . 赤道原則の環境スクリーニング実施状況の現状について**

エクエーター原則実施マニュアルに基づく環境スクリーニングの年度毎の実施件数を下記の表にご記入ください。（昨年 2006 年度までの実施状況を伺いましたので、今回は 2007 年度、2008 年度の実施状況を伺います）

カテゴリー	解説	カテゴリー別小計	
		2008 年度	2007 年度
A	重大な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、多様、回復不能、または前例のないプロジェクト。	7	5
B	限定的な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、環境側面の数が少なく、概してその立地に限定されるもので、多くの場合は回復可能であり、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。	60	81
C	社会影響または環境影響が、最小または全くないプロジェクト。	25	27
合計		92	113

赤道原則への署名以降、カテゴリー A に分類されたプロジェクトについて、融資を実施しましたか。また実施した場合、プロジェクトに対して改善を促した点はどのようなものかご回答下さい。

カテゴリー A に分類されたプロジェクトについても、融資を実施。

プロジェクトに対して改善を促した点は多岐に亘るが、例えば以下のものがある。

地域住民に対する十分な説明：

対象地域の住民への説明が十分でないと思われたため。

住民移転に対する補償：

移転予定地の状況や補償内容に問題があり、移転した住民が従前のような生活が送れない可能性があると思われたため。

近隣コミュニティの苦情処理体制の整備：

受付窓口の設置状況や処理人員などが不十分、また、苦情受付から処理までの記録保管が杜撰なため。

環境影響のモニタリングの徹底：

観測体制や観測頻度、報告体制などが不十分、また、希少生物の生息地への影響が懸念されるため。

緊急時対応計画の策定と体制整備：

緊急事態が発生したときの対応策が十分検討されていない、また、緊急事態への対応責任者が不明確など、組織体制が未整備なため。

### 質問 6：ネガティブな企業・事業への融資制限制度について

海外において、CSR に先進的な取り組みを実施している金融機関では、環境・社会に悪影響を及ぼす事業を行っている企業を、融資対象から除外する取り組みも実施しています。ここでは、こうしたネガティブな企業・事業への融資についての貴行の考えをお伺いします。

#### 質問 6-1．クラスター爆弾製造関連企業への融資について

2007 年 2 月に、ベルギーの NGO・ネットワークフランデレンが、日本を含む世界の金融機関が人権的に問題のあるクラスター爆弾製造関連企業へ多額の融資を行っているとは指摘し、国内でも毎日新聞において報道されました。2008 年 12 月 3 日にオスロで開催されたクラスター爆弾禁止条約の署名式において、日本政府も禁止条約に署名し、2009 年 7 月 14 日には条約への批准手続きを完了しました。したがって、わが国においても、クラスター爆弾が非人道的であり、廃絶すべき兵器であることについて、社会的なコンセンサスが形成されつつあると考えられます。海外ではこうした動きを受けて、世界最大級の保険・金融会社アクサ（フランス）等がクラスター爆弾製造関連企業への投融資を止めることを決断したと報道されています。

現時点における、以下のクラスター爆弾製造関連企業に対する貴行の融資状況を以下にご記入ください。 個別の取引については回答を差し控えさせていただきます。

企業名	融資しているか否か		融資している場合の融資額 (単位：億円)
Lockheed Martin	融資している	融資していない	億円
Raytheon	融資している	融資していない	億円
Textron	融資している	融資していない	億円
Thales	融資している	融資していない	億円
EADS	融資している	融資していない	億円

なお、個別企業への融資状況は公開できないという場合は、上記 5 社のいずれかに融資をしているか否かのみご回答ください。 N . A .

- A. 上記 5 社のいずれかに融資をしている。 その場合の融資額合計 ( 億円 )  
B. 上記 5 社のいずれにも融資していない。

A SEED JAPAN では 2008 年 12 月に、貴行を含む日本のメガバンク 3 行に対し、「禁止条約署名国の主要銀行として、またグローバルな課題に対応できる金融機関として、人権・平和問題への貢献という観点から、これらのクラスター爆弾製造企業への投融資に関する方針を開示すること」を提言しています。この提言を受けて、貴行ではその後、この問題に関する検討を実施されていますか？

- A. 検討している。  
B. 検討していない。

(質問 6-1 にて、A と回答した方に伺います。)

検討の結果、どのように取り組みをされていますか？

(質問 6-1 にて、B と回答した方に伺います。)

検討していない理由についてご記入ください。

**当行は既に社会的規範の遵守等を心がけた与信規程を規定。**詳細は答えられないが、公共性の原則に則り、反社会的勢力への与信、ならびに公序良俗に反する与信など、公共性・社会性の観点で問題のある与信は行わないこととしている。

### 質問 6-2 . ネガティブな事業への融資制限制度の導入について

貴行は、法令順守の融資審査 / 赤道原則遵守以外に、上記のクラスター爆弾製造業のような環境・社会に悪影響を及ぼす事業や、それを実施している企業に融資を行わないための融資制限制度を導入していますか？

- A . 導入している。
- B . 導入を検討している。(導入予定 :            年度)
- C . 導入していない。

(質問 6-2 にて、A・B と回答した方に伺います。)

### 質問 6-3 . ネガティブな事業への融資制限制度の基準と措置について

融資制限制度の対象をご記入ください。

**当行は既に社会的規範の遵守等を心がけた与信規程を規定。**詳細は答えられないが、公共性の原則に則り、反社会的勢力への与信、ならびに公序良俗に反する与信など、公共性・社会性の観点で問題のある与信は行わないこととしている。

融資制限制度の具体的な内容をご記入ください。

N . A .

**質問7：「環境預金商品」の導入について**

ヨーロッパで発展しつつあるソーシャル・バンク（オランダのトリオドス銀行、ドイツのGLS銀行など）では、預けたお金が環境・社会等に配慮した事業に限定して投融資される預金商品を提供しています（この公開質問状ではこうした預金商品のことを「環境預金商品」と呼びます。なお、定期預金の利子の一部がNPOなどに寄付されるような商品が「エコ定期」などと呼ばれる場合がありますが、こうした商品は「環境預金」には含まれません）。わが国でも、この「環境預金商品」に類する取り組みとして滋賀銀行の「未来の種」「未来の芽」といった預金商品／融資商品があります。

**質問7-1。「環境預金商品」の導入の検討について**

貴行において、こうした「環境預金商品」の導入を検討していますか？

- A. 検討している。
- B. 検討していない。

(質問7-1にて、Aと回答した方に伺います。)

**質問7-2。「環境預金商品」の検討状況について具体的にご記入ください。**

- ・住宅ローン：環境配慮型住宅を当行住宅ローン利用により購入したお客様が温暖化効果ガスの削減に取り組むと同時に、当行でも1世帯あたり1トン分の排出権を購入し国に移転。
- ・個人向け国債：個人向け国債をご購入いただいた際に、当行が一定の排出権を購入し国に無償移転するキャンペーン。そのほか、NPO法人を通じて植林を実施したり、グリーン電力を活用するキャンペーンも実施。

(質問7-1にて、Bと回答した方に伺います。)

**質問7-3。「環境預金商品」について検討していない理由について**

検討していない主な理由として、よく当てはまるものをご回答ください。（複数回答、最大3つまで）

- A. 「環境預金」という形で融資先を限定した預金商品を、普通の預金とは別につくることが金融監督行政上、許されないと考えられるから。
- B. 融資先を限定した上で、元本保証することが難しいから。
- C. 「環境預金商品」を取り扱う事務コストがかかるから。
- D. 環境・社会配慮型の事業に対する審査能力がないから。
- E. 資金ニーズがないから。
- F. 預金者（一般市民）がそうした金融商品を求めてないから。
- G. その他 （ )

**質問 8 : その他の取り組みについて**

これまでお答えいただいた取り組み以外で、特にアピールしたい貴行の環境・社会配慮の取り組みを自由にご記入ください。

以下表の通り、様々な分野で特徴的な環境ビジネスを展開している。

対象	活動名称	概要
法人	環境情報誌「SAFE」 (SMFG)	環境先進企業へのトップインタビューや環境法規制、ビジネストレンドなど、企業の環境活動に役立つ情報を掲載した情報誌を、1996年から隔月で発行。
	SMBC-ECO ローン	環境マネジメントシステム認証を取得した中小企業を対象に最大で0.5%の金利が優遇される融資商品で、NPO 法人や地方自治体が独自に運営するものも含めた20以上の環境認証を対象にしている。2008年10月には企業独自の環境認証を対象とする関連商品「ecoバリューup」を創設。より広い範囲で企業の環境取り組みを支援する仕組みの構築を目指す。 取り組み実績：800社、470億円(2009年3月末)
	SMBC 環境配慮評価融資	企業の環境配慮取り組み状況を JRI の作成した独自の評価基準で評価し、その評価結果に応じた融資条件を設定する融資商品。融資の実行後には、環境配慮評価の結果を JRI より「簡易診断シート」として提供するもの。 取り組み実績：8社、185億円(2009年3月末)
	グローバル ECOBIZ アシスト	環境関連分野で技術力を持つ国内企業のグローバル化を支援するため、貿易取引などの際に必要となる手数料・金利を優遇する制度。水・廃棄物・新エネルギー・大気・省エネ・その他(土壌汚染対策・緑化・自然修復等)の環境関連分野における装置製造、設備開発に携わる中堅中小企業が対象。
	排出権取引関連ビジネス(マッチング、アドバイザー、信託、コンサルティング業務)	海外拠点との連携・信託機能の活用などにより、排出権取得ニーズのあるお客さまへ、途上国売主をご紹介する業務、取引を支援するアドバイザー業務、信託商品のご提供、ファイナンスなどの業務を幅広く行っている。ブラジルには CDM プロジェクト開発を支援するコンサルティング子会社を設立している。
	排出権売買業務	2009年6月より、国連承認に基づく排出権を対象として、直接売買を行う業務を開始。
	国内クレジット制度を活用した支援	2008年10月より始まった国内クレジット制度を活用し、グループ会社などと連携した排出削減事業支援のスキームを検討している。

	Climate & Children Supporters	ユニセフとタイアップした三井住友銀行独自の寄付プログラムとして、地球温暖化などにより影響を受けている途上国における子どもたちの水と衛生環境の推進支援事業を実施している。
	エコプロダクツ国際展	第5回および第6回の開催において、SMFGの北山社長が準備委員長を務め、運営に協力。
	eco japan cup	応募企業の中から実用性の高い技術やアイデアを保有する企業を選定し、表彰するコンテスト。産学連携での共同研究に対し助成金を拠出する仕組みも用意。
	SMBC 環境ビジネスフォーラム	SMBC コンサルティングとともに、「エコプロダクツ 2008」内で、ビジネスマッチング・セミナーなどの複合イベントを開催。
	中国・天津地区の環境都市建設における支援	中国・天津地区における環境共生と省資源・資源循環効率化をコンセプトとした、中国初の国家環境都市建設事業である「中新天津生態域プロジェクト」に対するコンサルティング・アドバイザー業務を日本総合研究所と連携し実施している。
個人	個人向け国債の環境キャンペーン	2008年6月募集時より、毎回環境にかかわるキャンペーンを実施。これまでに、個人向け国債をご購入いただいたお客さまお一人当たり、三井住友銀行が一定の排出権を購入し、国に無償移転を実施する「地球温暖化防止応援キャンペーン」をはじめ、NPO法人を通じて植林を実施する「ゆたかな緑 植林キャンペーン」、グリーン電力を活用した「未来のエネルギー 応援キャンペーン」などを実施。
	住宅ローンを通じたカーボンオフセット	2008年4月～9月の期間、環境配慮型住宅を住宅ローン利用により購入したお客さまが温暖化効果ガスの削減に取り組むとともに、三井住友銀行でも1世帯当たり1t分の排出権を購入し、国に移転するキャンペーンを実施。